

平成23年4月2日  
社会福祉課

## 東北地方太平洋沖地震義援金の第1次配分計画の変更について

平成23年東北地方太平洋沖地震の義援金について、平成23年4月1日に「平成23年東北地方太平洋沖地震義援金福島県配分委員会（以下、配分委員会）」を開催し、義援金の第1次配分について協議を行い、決定したところでしたが、その後平成23年4月1日現在確認できた義援金額を集計したところ、約33億2千万円に達しており、1日で約10億円近く寄託されました。

これを受けて、第1次配分計画の1世帯当たりの配分額の増額について、本日配分委員会委員に諮り、全委員より了承を得たので、第1次配分計画を別紙のとおり変更いたしました。

平成23年東北地方太平洋沖地震義援金福島県配分委員会において、  
第1次配分計画が決定されました。

## 東北地方太平洋沖地震義援金 第1次配分計画

平成23年東北地方太平洋沖地震で被災された皆様へのお見舞いとして、県内外から寄せられた義援金について、「平成23年東北地方太平洋沖地震義援金福島県配分委員会」(以下「福島県配分委員会」という。)について、以下のとおり第1次配分を行うこととする。

### 1. 第1次配分の考え方

- (1) 被災により生活の基盤である住居を失った方々、また、原発災害により避難又は退避を余儀なくされている方々に、義援金をお寄せいただいた皆様の温かい気持ちをお見舞い金としてお届けする。
- (2) 義援金寄託者からは「被災者の方々に早く届けてください」との多くの声があることから、早急に被災者にお届けすることを主眼とし、今回配分は、福島県に寄託された義援金をもとに配分する。

### 2. 対象被災地

県内全市町村

### 3. 配分対象

- (1) 地震又は津波により住家が全壊又は半壊した世帯  
(災害救助法の被害認定基準に基づき市町村が認定する世帯)
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所から30kmの圏内にある世帯  
(原子力災害対策特別措置法に基づき避難又は屋内退避を指示された世帯)

### 4. 配分単価及び配分額

- (1) 配分単価  
対象世帯 1世帯当たり5万円
- (2) 配分額  
約32億5千万円 (6万5千世帯)  
4月1日現在福島県への寄託額 3,324,886,845 円

### 5. 配分の流れ

- (1) 市町村による対象世帯の把握と福島県配分委員会への配分請求
- (2) 福島県配分委員会から市町村への配分
- (3) 市町村から被災世帯への配分

### 6. 配分時期及び期間

配分請求のあった市町村から順次、配分を行うものとする。

第1次配分後、被害調査の進捗に伴って配分請求を行う市町村については、追加配分を行う。